



宮崎県公報

平成27年3月20日（金曜日）号外 第9号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料（送料共）1年 37,200円

目次

条 例

条 例	頁	
○公の施設に関する条例の一部を改正する条例…（行政経営課）	2	一部を改正する条例……………（市町村課）15
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例……………（財政課）	4	○恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例（総務事務センター）
○宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例……………（税務課）	15	○宮崎県民生委員の定数を定める条例……………（福祉保健課）18
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の		○食品衛生法施行条例の一部を改正する条例……………（衛生管理課）18
		○感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例……………（健康増進課）24

本号で公布された条例のあらまし

◎ 公の施設に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

1 改正の理由及び主な内容

施設の設置目的の変更及び指定管理者制度導入施設における利用料金上限額の設定に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第6号）

1 改正の理由及び主な内容

- (1) 工業技術センター、食品開発センター及び機械技術センター使用料に係る機器及び産業開発青年隊授業料及び建設技術センター宿泊室等使用料に係る練習場の追加を行うこととしました。
- (2) 歯科技工士法の改正により歯科技工士国家試験手数料を廃止するとともに、宅地建物取引業法等の改正により関連する手数料について新設、改定等を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成27年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（条例第7号）

1 改正の理由及び主な内容

条例の改正後5年を目的に導入効果等の検証を行うこととしていたため、本年度の検証結果を踏まえ、現行の条例を継続し、5年後に更に社会経済情勢の推移等を勘案した検証を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第8号）

1 改正の理由及び主な内容

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◎ 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例（条例第9号）

1 改正の理由及び主な内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成27年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県民生委員の定数を定める条例（条例第10号）

1 制定の理由及び主な内容

民生委員法の一部改正に伴い、宮崎県の市町村ごとの民生委員定数に関する必要な事項を定めるため、条例を制定することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（条例第11号）

1 改正の理由及び主な内容

厚生労働省が技術的助言として示している食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針の内容を反映させるため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

◎ 感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例（条例第12号）

1 改正の理由及び主な内容

結核罹患数の漸減に伴い今後の診査件数の減少が予想されることから、診査の精度管理及び効率化のため感染症診査協議会を県で一つに統合するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

条 例

公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第5号

公の施設に関する条例の一部を改正する条例

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後					
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）					
名称	設置目的	位置		名称	設置目的	位置			
[略]				[略]					
県立こども療育センター	児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設及び同法第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センター	[略]		県立こども療育センター	児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設、同法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センター及び同条第2号に規定する医療型児童発達支援センター	[略]			
[略]				[略]					
別表第4（第10条の5関係）				別表第4（第10条の5関係）					
施設	基準				施設	基準			
	区分	単位	金額	備考		区分	単位	金額	備考
宮崎県 青島青 少年自 然の家 宮崎県 むかば き青少	[略]				宮崎県 青島青 少年自 然の家 宮崎県 むかば き青少	[略]			

<p>年自然の家 宮崎県御池青少年自然の家</p>	<p>[略]</p>	<p>年自然の家 宮崎県御池青少年自然の家</p>	<p>宮崎県農業科学公園</p>	<p>イベントホール</p>	<p>1室につき 午前 午後</p>	<p>3,500円以下 7,000円以下</p>	<p>1 「午前」とは午前9時30分から正午まで、「午後」とは正午から午後5時までをいう。 2 学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者で構成する団体は、無料とする。</p>
<p>物産館ホール</p>		<p>1平方メートル1日につき</p>	<p>39円以下</p>	<p>使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数は1平方メートルとして計算する。</p>			
<p>県立農業大学校</p>	<p>宿泊室</p>	<p>1人1泊につき</p>	<p>1,050円以下</p>	<p>学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者は、無料とする。</p>			
<p>研修室</p>	<p>1室につき 午前 午後 夜間</p>	<p>1,575円以下 3,145円以下 3,145円以下</p>	<p>1 「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは正午から午後5時まで、「夜間」とは午後5時から午後10時までをいう。 2 学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者で構成する団体は、無料とする。</p>				
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>						

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 6 号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(手数料)</p> <p>第 3 条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第 2 項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(13)の 3 [略]</p> <p>(14) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号。以下「<u>鳥獣保護法</u>」という。）第19条第 2 項の規定に基づく鳥獣の飼養の登録の申請に対する審査 鳥獣飼養登録申請手数料</p> <p>(15) <u>鳥獣保護法</u>第19条第 5 項の規定に基づく鳥獣の飼養の登録の更新の申請に対する審査 鳥獣飼養登録更新申請手数料</p> <p>(16) <u>鳥獣保護法</u>第19条第 6 項の規定に基づく鳥獣の飼養の登録票の再交付 鳥獣飼養登録票再交付手数料</p> <p>(17) <u>鳥獣保護法</u>第41条の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査 狩猟免許申請手数料</p> <p>(18) <u>鳥獣保護法</u>第46条第 2 項の規定に基づく狩猟免状の再交付 狩猟免状再交付手数料</p> <p>(19) <u>鳥獣保護法</u>第51条第 1 項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査 狩猟免許更新申請手数料</p> <p>(20) <u>鳥獣保護法</u>第55条第 1 項の規定に基づく狩猟者の登録 狩猟者登録手数料</p> <p>(20)の 2 <u>鳥獣保護法</u>第61条第 1 項の規定に基づく狩猟者登録の変更登録 狩猟者登録変更手数料</p> <p>(20)の 3 <u>鳥獣保護法</u>第61条第 5 項の規定に基づく狩猟者登録証の再交付 狩猟者登録証再交付手数料</p> <p>(20)の 4 <u>鳥獣保護法</u>第61条第 5 項の規定に基づく狩猟者記章の再交付 狩猟者記章再交付手数料</p> <p>(21)～(93) [略]</p> <p>(93)の 2 <u>特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律</u>（平成13年法律第64号。以下「<u>フロン回収破壊法</u>」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づく第一種フロン類回収業者の登録の申請に対する審査 第一種フロン類回収業者登録申請手数料</p> <p>(93)の 3 <u>フロン回収破壊法</u>第12条第 1 項の規定に基づく第一種フロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査 第一種フロン類回収業者登録更新申請手数料</p> <p>(93)の 4・(93)の 5 [略]</p> <p>(93)の 6 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「<u>使用済自動車再資源化法</u>」という。）附則第 19条の規定によりなおその効力を有することとされる<u>同法</u>附則第18条の規定による改正前の<u>フロン回収破壊法</u>第29条第 1 項の規定に基づく第二種フロン類回収業者の登録の申請に対する審査 第二種フロン類回収業者登録申請手数料</p>	<p>(手数料)</p> <p>第 3 条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第 2 項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(13)の 3 [略]</p> <p>(14) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号。以下「<u>鳥獣保護管理法</u>」という。）第19条第 2 項の規定に基づく鳥獣の飼養の登録の申請に対する審査 鳥獣飼養登録申請手数料</p> <p>(15) <u>鳥獣保護管理法</u>第19条第 5 項の規定に基づく鳥獣の飼養の登録の更新の申請に対する審査 鳥獣飼養登録更新申請手数料</p> <p>(16) <u>鳥獣保護管理法</u>第19条第 6 項の規定に基づく鳥獣の飼養の登録票の再交付 鳥獣飼養登録票再交付手数料</p> <p>(17) <u>鳥獣保護管理法</u>第41条の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査 狩猟免許申請手数料</p> <p>(18) <u>鳥獣保護管理法</u>第46条第 2 項の規定に基づく狩猟免状の再交付 狩猟免状再交付手数料</p> <p>(19) <u>鳥獣保護管理法</u>第51条第 1 項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査 狩猟免許更新申請手数料</p> <p>(20) <u>鳥獣保護管理法</u>第55条第 1 項の規定に基づく狩猟者の登録 狩猟者登録手数料</p> <p>(20)の 2 <u>鳥獣保護管理法</u>第61条第 1 項の規定に基づく狩猟者登録の変更登録 狩猟者登録変更手数料</p> <p>(20)の 3 <u>鳥獣保護管理法</u>第61条第 5 項の規定に基づく狩猟者登録証の再交付 狩猟者登録証再交付手数料</p> <p>(20)の 4 <u>鳥獣保護管理法</u>第61条第 5 項の規定に基づく狩猟者記章の再交付 狩猟者記章再交付手数料</p> <p>(21)～(93) [略]</p> <p>(93)の 2 <u>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律</u>（平成13年法律第64号。以下「<u>フロン類法</u>」という。）第27条第 1 項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録の申請に対する審査 第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料</p> <p>(93)の 3 <u>フロン類法</u>第30条第 1 項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録の更新の申請に対する審査 第一種フロン類充填回収業者登録更新申請手数料</p> <p>(93)の 4・(93)の 5 [略]</p> <p>(93)の 6 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「<u>使用済自動車再資源化法</u>」という。）附則第 19条の規定によりなおその効力を有することとされる<u>使用済自動車再資源化法</u>附則第18条の規定による改正前の<u>特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律</u>（以下「<u>旧フロン類回収破壊法</u>」という。）第29条第 1 項の規定に基づく第二種フロン類回収業者の登録の申請に対する審査 第二種フロン類回収業者登録申請手数料</p>

(93)の7 使用済自動車再資源化法附則第19条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第18条の規定による改正前のフロン回収破壊法第32条第2項の規定に基づく第二種フロン回収業者の登録 第二種フロン回収業者登録手数料

(93)の8 使用済自動車再資源化法附則第19条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第18条の規定による改正前のフロン回収破壊法第33条第1項において準用する使用済自動車再資源化法附則第19条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第18条の規定による改正前のフロン回収破壊法第12条第1項の規定に基づく第二種フロン回収業者の登録の更新の申請に対する審査 第二種フロン回収業者登録更新申請手数料

(94)～(94)の4 [略]

(95)～(120) [略]

(121) 歯科技工法の一部を改正する法律(昭和57年法律第1号)附則第2条第1項の規定に基づく歯科技工士国家試験の実施 歯科技工士国家試験手数料

(122)～(393) [略]

(393)の2 建築基準法第4条第1項若しくは第2項の規定による建築主事若しくは同法第6条の2第1項の規定による指定を受けた者による同法第6条第5項、第6条の2第3項若しくは第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定の請求、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第17条第1項(同法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定の申請(同法第17条第4項の規定による建築主事の同意が必要で、かつ、建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定(以下この号において「構造計算適合性判定」という。)が必要な建築物に係る申請に限る。)、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第4条第1項の規定に基づく建替計画の認定の申請(同法第5条第2項の規定による建築主事の同意が必要で、かつ、構造計算適合性判定が必要な建築物に係る申請に限る。)、同法第7条第1項の規定に基づく認定建替計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する同法第5条第2項の規定による建築主事の同意が必要で、かつ、構造計算適合性判定が必要な建築物に係る申請に限る。)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第1項(同法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請(同法第17条第4項の規定により適合通知を受けるよう申出があった場合で、かつ、構造計算適合性判定が必要な建築物に係る申請に限る。)、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(同法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合で、かつ、構造計算適合性判定が必要な建築物に係る申請に限る。)又は同法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定

(93)の7 旧フロン類回収破壊法第32条第2項の規定に基づく第二種フロン回収業者の登録 第二種フロン回収業者登録手数料

(93)の8 旧フロン類回収破壊法第33条第1項において準用する旧フロン類回収破壊法第12条第1項の規定に基づく第二種フロン回収業者の登録の更新の申請に対する審査 第二種フロン回収業者登録更新申請手数料

(94)～(94)の4 [略]

(94)の5 土壤汚染対策法第29条の規定に基づく指定調査機関の指定の申請に対する審査 指定調査機関指定申請手数料

(94)の6 土壤汚染対策法第32条の規定に基づく指定調査機関の指定の更新の申請に対する審査 指定調査機関指定更新申請手数料

(95)～(120) [略]

(121) 削除

(122)～(393) [略]

(393)の2 建築基準法第6条の3第1項の規定に基づく構造計算適合性判定の申請、同法第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定の請求、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第17条第1項(同法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定の申請(同法第17条第4項の規定による建築主事の同意が必要で、かつ、建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定(以下この号において「構造計算適合性判定」という。)が必要な建築物に係る申請に限る。)、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第4条第1項の規定に基づく建替計画の認定の申請(同法第5条第2項の規定による建築主事の同意が必要で、かつ、構造計算適合性判定が必要な建築物に係る申請に限る。)、同法第7条第1項の規定に基づく認定建替計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する同法第5条第2項の規定による建築主事の同意が必要で、かつ、構造計算適合性判定が必要な建築物に係る申請に限る。)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第1項(同法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請(同法第17条第4項の規定により適合通知を受けるよう申出があった場合で、かつ、構造計算適合性判定が必要な建築物に係る申請に限る。)、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(同法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合で、かつ、構造計算適合性判定が必要な建築物に係る申請に限る。)又は同法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合で、かつ、

<p>により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合で、かつ、構造計算適合性判定が必要な建築物に係る申請に限る。）に対する審査 構造計算適合性判定手数料</p> <p>(394) 建築基準法第 7 条第 1 項（同法第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物等に関する完了検査の申請又は同法第 18 条第 14 項（同法第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく工事完了の通知に対する審査 建築物等に関する完了検査申請手数料</p> <p>(395) 建築基準法第 7 条の 3 第 1 項（同法第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物等に関する中間検査の申請又は同法第 18 条第 17 項（同法第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査 建築物等に関する中間検査申請手数料</p> <p>(396) 建築基準法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号（同法第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の承認の申請又は同法第 18 条第 22 項第 1 号（同法第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の承認の申請に対する審査 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料</p> <p>(397)～(435) [略]</p> <p>(436) 宅地建物取引業法第 16 条第 1 項の規定に基づく宅地建物取引主任者資格試験の実施 宅地建物取引主任者資格試験手数料</p> <p>(437) 宅地建物取引業法第 18 条第 1 項の規定に基づく宅地建物取引主任者資格登録簿への登録 宅地建物取引主任者資格登録簿登録手数料</p> <p>(438) 宅地建物取引業法第 19 条の 2 の規定に基づく登録の移転の申請に対する審査 宅地建物取引主任者資格登録の移転申請手数料</p> <p>(439) 宅地建物取引業法第 22 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定に基づく宅地建物取引主任者証の交付の申請に対する審査 宅地建物取引主任者証の交付申請手数料</p> <p>(440) 宅地建物取引業法第 22 条の 3 第 1 項の規定に基づく宅地建物取引主任者証の有効期間の更新の申請に対する審査 宅地建物取引主任者証の有効期間の更新申請手数料</p> <p>(441)～(453) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(県立こども療育センター等の使用料及び手数料)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 県立こども療育センターにおける児童福祉法第 6 条の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援に係る使用料の額は、同法第 21 条の 5 の 3 第 2 項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び規則で定める通所特定費用（同条第 1 項に規定する通所特定費用をいう。）の額の合計額とし、同法第 7 条第 2 項に規定する障害児入所支援に係る使用料の額は、同法第 24 条の 2 第 2 項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び規則で定める入所特定費用（同条第 1 項に規定する入所特定費用をいう。）</p>	<p>構造計算適合性判定が必要な建築物に係る申請に限る。）に対する審査 構造計算適合性判定手数料</p> <p>(394) 建築基準法第 7 条第 1 項（同法第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物等に関する完了検査の申請又は同法第 18 条第 16 項（同法第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく工事完了の通知に対する審査 建築物等に関する完了検査申請手数料</p> <p>(395) 建築基準法第 7 条の 3 第 1 項（同法第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物等に関する中間検査の申請又は同法第 18 条第 19 項（同法第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査 建築物等に関する中間検査申請手数料</p> <p>(396) 建築基準法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号又は第 2 号（同法第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請又は同法第 18 条第 24 項第 1 号又は第 2 号（同法第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料</p> <p>(397)～(435) [略]</p> <p>(436) 宅地建物取引業法第 16 条第 1 項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の実施 宅地建物取引士資格試験手数料</p> <p>(437) 宅地建物取引業法第 18 条第 1 項の規定に基づく宅地建物取引士資格登録簿への登録 宅地建物取引士資格登録簿登録手数料</p> <p>(438) 宅地建物取引業法第 19 条の 2 の規定に基づく登録の移転の申請に対する審査 宅地建物取引士資格登録の移転申請手数料</p> <p>(439) 宅地建物取引業法第 22 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定に基づく宅地建物取引士証の交付の申請に対する審査 宅地建物取引士証の交付申請手数料</p> <p>(440) 宅地建物取引業法第 22 条の 3 第 1 項の規定に基づく宅地建物取引士証の有効期間の更新の申請に対する審査 宅地建物取引士証の有効期間の更新申請手数料</p> <p>(440)の 2 宅地建物取引業法施行規則（昭和 32 年建設省令第 12 号）第 14 条の 15 第 1 項の規定に基づく宅地建物取引士証の再交付の申請に対する審査 宅地建物取引士証の再交付申請手数料</p> <p>(441)～(453) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(県立こども療育センター等の使用料及び手数料)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 県立こども療育センターにおける児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援に係る使用料の額は同法第 21 条の 5 の 3 第 2 項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び規則で定める通所特定費用（同条第 1 項に規定する通所特定費用をいう。）の額の合計額とし、同法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援に係る使用料の額は同法第 24 条の 26 第 2 項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とし、同法第 7 条第 2 項に規定する障害児入所支援に係る使用料の額は</p>
--	---

の額の合計額とする。

同法第24条の2第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び規則で定める入所特定費用（同条第1項に規定する入所特定費用をいう。）の額の合計額とする。

別表第1（第2条関係）

別表第1（第2条関係）

使用料	区 分	単 位	金 額	納 期	備 考
[略]					
9 工業 技術セ ンター 、食品 開発セ ンター 及び機 械技術 センタ ー使用 料	[略]		[略]		
	金 属	[略]			
	曲げ試験機	[略]			
	加工機 器 具	[略]			
[略]					
	ボールバー システム	[略]			
[略]					
デ ザ イ ン 関 係 機 械 器 具	[略]		[略]		
	スタジオ撮 影装置	[略]			
	[略]				
	[略]				
[略]					
17 産業 開発青 年隊授 泊室等 建設 技術セ ンター 宿泊室 等使用 料	[略]		[略]		
宿 泊 室 等 使 用 料	大教室	[略]	[略]	[略]	1 [略] 2 学校教 育法第1 条に規定 する学校 (大学及 び高等専 門学校を 除く。) に在学す る者で構 成する団 体は、無
	中教室	[略]	[略]		
	小教室	[略]	[略]		

使用料	区 分	単 位	金 額	納 期	備 考	
[略]						
9 工業 技術セ ンター 、食品 開発セ ンター 及び機 械技術 センタ ー使用 料	[略]		[略]			
	金 属	[略]				
	曲げ試験機	[略]				
	加 工 機 器 具	LED照明	同	280円		
	用雑音電界 強度測定装 置					
	EL検査装 置	同	750円			
	[略]					
		ボールバー システム	[略]			
		蛍光X線分 析装置(エ ネルギー分 散型)	同	1,790円		
	[略]					
デ ザ イ ン 関 係 機 械 器 具	[略]		[略]			
	スタジオ撮 影装置	[略]				
	フラットベ ッドカッテ ィングプロ ッタ	同	665円			
	3Dプリン タ(石膏タ イプ)	同	2,760円			
	3Dプリン タ(樹脂タ イプ)	同	1,680円			
	レーザー加 工機	同	200円			
[略]						
17 産業 開発青 年隊授 泊室等 建設 技術セ ンター 宿泊室 等使用 料	[略]		[略]			
宿 泊 室 等 使 用 料	大教室	[略]	[略]	[略]	1 [略] 2 学校教 育法第1 条に規定 する学校 (大学及 び高等専 門学校を 除く。) に在学す る複数の 児童及び 生徒並び	
	中教室	[略]	[略]			
	小教室	[略]	[略]			

					料とする。 。						にその引率者、指導者等で構成する団体は、無料とする。
	体育館	[略]	[略]		1 [略]	体育館	[略]	[略]			1 [略]
					2 学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者で構成する団体は、無料とする。 。	運転練習場	同	235円			2 学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する複数の児童及び生徒並びにその引率者、指導者等で構成する団体は、無料とする。
						機械練習場	同	65円			
[略]						[略]					

別表第 2（第 3 条関係）

手数料	区	分	単位	金額	備考
[略]					
17 狩猟免許申請手数料	鳥獣保護法第49条各号に掲げる者の狩猟免許			[略]	
[略]					
93の2 第一種フロン類回収業者登録申請手数料	[略]				
93の3 第一種フロン類回収業者登録更新申請手数料	[略]				
[略]					

別表第 2（第 3 条関係）

手数料	区	分	単位	金額	備考
[略]					
17 狩猟免許申請手数料	鳥獣保護管理法第49条各号に掲げる者の狩猟免許			[略]	
[略]					
93の2 第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料	[略]				
93の3 第一種フロン類充填回収業者登録更新申請手数料	[略]				
[略]					

94の4 [略]				94の4 [略]					
[略]				[略]					
121 歯 科技工 士国家 試験手 数料		1件 につ き	36,000円	94の5 指定調 査機関 指定申 請手数 料		1件 につ き	30,900円		
[略]				[略]					
121 削 除				94の6 指定調 査機関 指定更 新申請 手数料		1件 につ き	24,800円		
[略]				[略]					
270 工 業技術 センター、食 品開発 センター及び 機械技 術セン ター手 数料	[略]	定性 化学分 析及び 試験	[略] 蛍光X線 分析 [略]	270 工 業技術 センター、食 品開発 センター及び 機械技 術セン ター手 数料	[略]	定性 化学分 析及び 試験	[略] 蛍光X線 分析 蛍光X線 分析(エ ネルギー 分散型) [略]		
[略]				[略]					
393 建 築物等 の建築 等に関 する確 認申請 又は計 画通知 の審査 手数料	建築物	[略] 構造計 算適合 性判定 加算額	(1) 構 造計算 適合性 判定を 要する 部分の 床面積 が500 平方メ ートル 以内	1 棟 につ き	209,000円(2 建築基 準法第 68条の 26第1 項の規 定によ り認定 された プログラ ム(以下 「認定プ ログラム 」)によ り構造 計算が 行われ た場合 は、159,000 円)	1 [略] 2 建築基 準法第 6条第 5項又 は第18 条第4 項の規 定に基 づく構 造計算 適合性 判定加 算額を 加えた 額とする。 3 第6条 ただし書	1 棟 につ き	198,000円(2 建築基 準法第 68条の 25第1 項の規 定によ り認定 された プログラ ム(以下 「認定プ ログラム 」)によ り構造 計算が 行われ た場合 は、149,000 円)	2 構造計 算適合 性審査 を行う 必要な 場合 の手数 料は、基本 額に構造 計算適合 性審査加 算額を加 えた額と する。

						に規定する手数料は、基本額に構造計算適合性判定加算額を加えた額を徴収した場合において、建築主事が構造計算適合性判定を求めなかった場合の手数料（構造計算適										項又は第18条第3項に規定する審査（以下「構造計算適合性審査」という。）を要する部分の床面積が500平方メートル以内
				(2) 構造計算適合性判定を要する部分の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内	同	209,000円（認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、159,000円）	合性判定加算額の部分に限る。）とする。									(2) 構造計算適合性審査を要する部分の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内
				(3) 構造計算適合性判定を要する部分の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内	同	273,000円（認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、191,000円）										(3) 構造計算適合性審査を要する部分の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内
				(4) 構造計算適合性判定を	同	310,000円（認定プログラムにより構造計算が行われ										(4) 構造計算適合性審査を
																認定プログラムにより構造計算が行われ

	要する部分の床面積が 2,000 平方メートルを超え、1 万平方メートル以内		た場合は、 <u>2</u> 10,000円)				要する部分の床面積が 2,000 平方メートルを超え、1 万平方メートル以内		た場合は、 <u>1</u> 90,000円)
	(5) 構造計算適合性判定を要する部分の床面積が 1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内	同	400,000円 (認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、 <u>2</u> 60,000円)				(5) 構造計算適合性審査を要する部分の床面積が 1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内	同	370,000円 (認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、 <u>2</u> 40,000円)
	(6) 構造計算適合性判定を要する部分の床面積が 5 万平方メートル超	同	730,000円 (認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、 <u>4</u> 20,000円)				(6) 構造計算適合性審査を要する部分の床面積が 5 万平方メートル超	同	690,000円 (認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、 <u>3</u> 90,000円)
[略]				[略]					
[略]									
396 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	[略]								
[略]									
436 宅地建物取引主	[略]								
396 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	[略]								
[略]									
436 宅地建物取引主	[略]								

任者資格試験 手数料				資格試験 手数料			
437 宅 地建物 取引主 任者資 格登録 簿登録 手数料	[略]			437 宅 地建物 取引主 資格登 録簿登 録手 料	[略]		
438 宅 地建物 取引主 任者資 格登録 の移転 申請手 数料	[略]			438 宅 地建物 取引主 資格登 録の移 転申請 手数料	[略]		
439 宅 地建物 取引主 任者証 の交付 申請手 数料	[略]			439 宅 地建物 取引主 証の交 付申請 手数料	[略]		
440 宅 地建物 取引主 任者証 の有効 期間の 更新申 請手 数料	[略]			440 宅 地建物 取引主 証の有 効期間 の更新 申請手 数料	[略]		
[略]				440の2 宅地 建物取 引主証 の再交 付申請 手数料		1件 につ き	4,500円
[略]				[略]			
452の3 長期 優良住 宅建築 等計画 認定申 請手 数料	住宅の 品質確 保の促 進等に 関する 法律（ 平成11 年法律 第81号 ）第5 条第1 項に規	[略]	[略]	452の3 長期 優良住 宅建築 等計画 認定申 請手 数料	住宅の 品質確 保の促 進等に 関する 法律（ 平成11 年法律 第81号 ）第5 条第1 項に規	[略]	[略]

<p>定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下「事前審査適合計画」という。）であることを証明する書類の提出がある場合</p>				<p>定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下「事前審査適合計画」という。）であることを証明する書類の提出がある場合</p>						
				<p>登録住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書の提出があ</p>	<p>同</p>	<p>1戸</p>	<p>同</p>	<p>15,000円</p>		
						<p>1戸を超え5戸以下</p>	<p>同</p>	<p>47,000円</p>		
						<p>5戸を超え10戸以下</p>	<p>同</p>	<p>76,000円</p>		
						<p>10戸を超え25戸以下</p>	<p>同</p>	<p>145,000円</p>		

				る場合	下			
				25戸を超え50戸以下	同		247,000円	
				50戸を超え100戸以下	同		392,000円	
				100戸を超え200戸以下	同		712,000円	
				200戸を超え300戸以下	同		978,000円	
				300戸超	同		1,176,000円	
				[略]				
452の4	基本額	[略]	[略]	452の4	基本額	[略]	[略]	
長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料				長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	登録住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書の提出がある場合			
				同	1戸	同	15,000円	
					1戸を超え5戸以下	同	47,000円	
					5戸を超え10戸以下	同	76,000円	
					10戸を超え25戸以下	同	145,000円	
					25戸を超え50戸以下	同	247,000円	
					50戸を超え100戸以下	同	392,000円	
					100戸を超え200戸以下	同	712,000円	
					200戸を超え300戸以下	同	978,000円	
					300戸超	同	1,176,000円	
[略]				[略]				

別表第3（第3条関係）

事務の種類	法律の規定	指定試験機関等
[略]		
19 宅地建物取引業法第16条第1項の規定に基づく宅地建物取引主任者資格試験の実施	[略]	

別表第3（第3条関係）

事務の種類	法律の規定	指定試験機関等
[略]		
19 宅地建物取引業法第16条第1項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の実施	[略]	

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第14号から第20号の4までの改正規定及び別表第2の17の項の改正規定は同年5月29日から、第3条第1項第393号の2から第396号までの改正規定並びに別表第2の393の項及び396の項の改正規定は同年6月1日から施行する。

宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第7号

宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

宮崎県産業廃棄物税条例（平成16年宮崎県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 中間処理 産業廃棄物の発生から最終処分（廃棄物処理法第12条第3項の最終処分をいう。）が終了するまでの一連の処理の行程の中途における産業廃棄物の処分をいう。</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>(不足税額等の納付)</p> <p>第17条 特別徴収義務者又は申告納付者は、法第733条の16第4項の規定による産業廃棄物税の更正若しくは決定の通知、法第733条の18第6項の規定による産業廃棄物税に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は法第733条の19第4項の規定による産業廃棄物税に係る重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該通知に係る不足税額（更正により増加した税額又は決定による税額をいう。）及び当該不足税額に係る延滞金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に記載された納期限までに納付書により納付しなければならない。</p> <p>(帳簿の保存等)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、同項の帳簿を電子計算機を使用して作成する場合には、法第6章（第752条及び第755条を除く。）の規定の例による。</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 中間処理 産業廃棄物の発生から最終処分（廃棄物処理法第12条第5項の最終処分をいう。）が終了するまでの一連の処理の行程の中途における産業廃棄物の処分をいう。</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>(不足税額等の納入又は納付)</p> <p>第17条 特別徴収義務者又は申告納付者は、法第733条の16第4項の規定による産業廃棄物税の更正若しくは決定の通知、法第733条の18第6項の規定による産業廃棄物税に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は法第733条の19第4項の規定による産業廃棄物税に係る重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該通知に係る不足税額（更正により増加した税額又は決定による税額をいう。）及び当該不足税額に係る延滞金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に記載された納期限までに納入し、又は納付しなければならない。</p> <p>(帳簿の保存等)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、同項の帳簿を電子計算機を使用して作成する場合には、法第6章（第752条を除く。）の規定の例による。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 知事は、この条例による改正後の宮崎県産業廃棄物税条例（以下「改正後の条例」という。）の施行後5年を目途として、改正後の条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第8号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事</th> <th>務</th> <th>市 町 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）による次の事務</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	事	務	市 町 村	[略]			2	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）による次の事務	[略]	<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事</th> <th>務</th> <th>市 町 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）による次の事務</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	事	務	市 町 村	[略]			2	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）による次の事務	[略]
事	務	市 町 村																	
[略]																			
2	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）による次の事務	[略]																	
事	務	市 町 村																	
[略]																			
2	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）による次の事務	[略]																	

(1)～(13) [略]		(1)～(13) [略]	
2 の 2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による次の事務 (1)～(13) [略]	[略]	2 の 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による次の事務 (1)～(13) [略]	[略]
2 の 3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による次の事務 (1)～(6) [略]	[略]	2 の 3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による次の事務 (1)～(6) [略]	[略]
[略]		[略]	
8 の 3 [略]		8 の 3 [略]	
8 の 4 民生委員法（昭和23年法律第 198号）第 4 条の規定による民生委員の定数の設定に関する事務	えびの市	8 の 4 民生委員法（昭和23年法律第 198号）第 20 条第 1 項の規定による民生委員協議会を組織する区域の設定に関する事務（民生委員協議会の数の変更を伴わないものに限る。）	[略]
8 の 5 民生委員法第 20 条第 1 項の規定による民生委員協議会を組織する区域の設定に関する事務（民生委員協議会の数の変更を伴わないものに限る。）	[略]	8 の 4 民生委員法（昭和23年法律第 198号）第 20 条第 1 項の規定による民生委員協議会を組織する区域の設定に関する事務（民生委員協議会の数の変更を伴わないものに限る。）	[略]
[略]		[略]	
10 医療法（昭和23年法律第 205号）による病院若しくは診療所又は医療法人に関する次の事務及び病院等の人員及び施設の基準等に関する条例（平成24年宮崎県条例第52号）に基づく事務 (1)～(30) [略] (31) 第57条第 4 項の規定による合併認可の申請の受理に関すること。	[略]	10 医療法（昭和23年法律第 205号）による病院若しくは診療所又は医療法人に関する次の事務及び病院等の人員及び施設の基準等に関する条例（平成24年宮崎県条例第52号）に基づく事務 (1)～(30) [略] (31) 第57条第 5 項の規定による合併認可の申請の受理に関すること。	[略]
[略]		[略]	
35 [略]		35 [略]	
36 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年宮崎県条例第16号）による次の事務 (1) 第 4 条第 1 項の規定による許可に関すること。 (2) 第 5 条の規定による協議に関すること。 (3) 第 6 条第 2 項の規定による通知の受理に関すること。 (4) 第 9 条第 1 項の規定による監督処分に関すること。 (5) 第 9 条第 2 項の規定による措置及び公告に関すること。 (6) 第10条第 1 項の規定による立入検査に関すること。	都城市及び日向市		
37 風致地区内における建築等の規制に関する条例及び同条例の施行のための規則で別に規則で定めるものの規定による申請、届出等の受理に関する事務	高原町		
38 [略]		36 [略]	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の 2 の項から 2 の 3 の項までの改正規定は平成27年 5 月 29 日から、同表の 36 の項及び 37 の項を削り、同表中 38 の項を 36 の項とする改正規定は同年 4 月 1 日から施行する。

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第9号

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和32年宮崎県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(用語の意義)	(用語の意義)
第1条 [略]	第1条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受ける者（他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）のうち次に掲げる者をいう。	3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受ける者（他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）のうち次に掲げる者をいう。
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]
(5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第9条第1項</u> に規定する人事委員会の委員で常勤のもの及び同法第12条第1項に規定する事務職員で地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）による改正前の地方自治法第172条第1項に規定する吏員（以下「吏員」という。）に相当するもの	(5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第9条の2第1項</u> に規定する人事委員会の委員で常勤のもの及び同法第12条第1項に規定する事務職員で地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）による改正前の地方自治法第172条第1項に規定する吏員（以下「吏員」という。）に相当するもの
(6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第16条第1項</u> に規定する <u>教育長及び同法第19条第1項</u> に規定する職員で吏員に相当するもの	(6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第18条第1項</u> に規定する職員で吏員に相当するもの
(7)～(9) [略]	(7)～(9) [略]
(10) 漁業法（昭和24年法律第267号）第85条第6項に規定する海区漁業調整委員会の書記、 <u>同法第111条</u> において準用する同法第85条第6項の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記及び同法第132条において準用する同法第85条第6項の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記	(10) 漁業法（昭和24年法律第267号）第85条第6項に規定する海区漁業調整委員会の書記、 <u>同法第109条</u> において準用する同法第85条第6項の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記及び同法第132条において準用する同法第85条第6項の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記
(11)～(13) [略]	(11)～(13) [略]
(14)～(23) [略]	(14) <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項</u> に規定する教育長
4 この条例において「市町村の教育職員」とは、市町村の退職年金条例の適用を受ける学校教育法第1条に規定する幼稚園、高等学校及び大学の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員のうち次に掲げる者をいう。	(15)～(24) [略]
(1) [略]	4 この条例において「市町村の教育職員」とは、市町村の退職年金条例の適用を受ける学校教育法第1条に規定する幼稚園、高等学校及び大学の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員のうち次に掲げる者をいう。
(2) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状（教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）第1条第1項の表の第1号及び第6号から第9号までの上欄に掲げる教員の免許状を含む。）を有する職員で次に掲げるもの	(1) [略]
ア 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項に <u>規定する教育長及び同法第19条第2項</u> に規定する職員で吏員に相当するもの	(2) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状（教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）第1条第1項の表の第1号及び第6号から第9号までの上欄に掲げる教員の免許状を含む。）を有する職員で次に掲げるもの
イ～エ [略]	ア 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの
	イ～エ [略]
	<u>オ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する</u>

<p>オ～ケ [略] (3) [略]</p>	<p>法律第16条第1項に規定する教育長 カ～コ [略] (3) [略]</p>
----------------------------	--

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条第3項第5号及び第10号の改正規定は、公布の日から施行する。

宮崎県民生委員の定数を定める条例をここに公布する。

平成27年3月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第10号

宮崎県民生委員の定数を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、民生委員の定数に関し、必要な事項を定めるものとする。

(民生委員の定数)

第2条 市町村ごとの民生委員の定数は、次条に定める基準に従い、規則で定める。

(民生委員の定数の基準)

第3条 民生委員（主任児童委員（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第3項の主任児童委員をいう。以下同じ。）である民生委員を除く。）の定数の基準は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。ただし、特別の事情があると知事が認める場合は、この限りでない。

(1) 人口（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第144条の人口をいう。以下同じ。）10万人以上の市 160から360までの間のいずれかの数の世帯数ごとに1人

(2) 人口10万人未満の市 100から280までの間のいずれかの数の世帯数ごとに1人

(3) 町村 40から200までの間のいずれかの数の世帯数ごとに1人

2 民生委員（主任児童委員である民生委員に限る。）の定数の基準は、次の各号に掲げる民生委員協議会（法第20条第1項の民生委員協議会をいう。）の規模の区分に応じ、当該各号に定める数であることとする。ただし、特別の事情があると知事が認める場合は、この限りでない。

(1) 民生委員（主任児童委員である民生委員を除く。以下同じ。）の定数が39人以下 2人

(2) 民生委員の定数が40人以上 3人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第11号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(公衆衛生上講ずべき措置の基準) 第2条 法第50条第2項の規定による施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準は、別表第1のとおりとする。</p>	<p>(公衆衛生上講ずべき措置の基準) 第2条 法第50条第2項の規定による施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準は、<u>危害分析・重要管理点方式（食品（法第4条第1項に規定する食品をいう。以下同じ。）の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。）を用いずに衛生管理を行う場合にあっては別表第1に、危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合にあっては別表第1の2によるものとする。</u></p>

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合の基準

1 食品取扱施設等の管理等に関する一般的事項は、次に定めるところによること。

- (1) 日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。
 - (2) 施設設備及び器具（法第 4 条第 4 項に規定する器具をいう。以下同じ。）の構造及び材質並びに取り扱う食品の特性を考慮し、これらの適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定め、必要に応じ手順書を作成すること。
 - (3) (2)の手順書を作成する場合は、清掃、洗浄及び消毒を行う場所、器具、作業責任者、清掃、洗浄及び消毒の方法及び頻度、確認方法等必要な事項を記載することとし、必要に応じ、専門家の意見を聴くこと。
 - (4) (2)に定める清掃、洗浄及び消毒の方法が適切かつ有効であるか必要に応じ評価すること。
 - (5) 施設、設備、人的能力等に応じた食品の取扱いを行い、適切な受注管理を行うこと。
- 2 施設の管理は、次に定めるところによること。
- (1) 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、施設の稼働中は常に衛生上支障のないように維持すること。
 - (2) 製造、加工、処理、調理、保管、販売等を行う場所には、不必要な物品等を置かないこと。
 - (3) 施設の内壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。
 - (4) 施設内の採光、照明及び換気を十分に行うとともに、必要に応じ、適切な温度及び湿度の管理を行うこと。
 - (5) 窓及び出入口は、開放しないこと。ただし、やむを得ず開放する場合には、じんあい、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。
 - (6) 排水溝は、排水がよく行われるよう定期的に清掃及び補修を行うとともに、排水溝から施設外への廃棄物の流出を防ぐこと。
 - (7) 便所は、定期的に清掃及び消毒を行い、常に清潔に保つこと。
 - (8) 施設内では動物を飼育しないこと。
- 3 食品取扱設備等の管理は、次に定めるところによること。
- (1) 衛生保持のため、器具は、その目的に応じて使用すること。
 - (2) 器具及び分解した器具の部品は、異物（人に悪影響を及ぼしうるガラス、金属片等をいう。以下同じ。）、化学物質等の食品への混入を防止するため、洗浄及び消毒を行うとともに、所定の場所に衛生的に保管すること。
 - (3) 器具に故障、破損等があるときは、速やかに補修し、常に適正に使用できるよう整備しておくこと。
 - (4) 器具及び器具の部品の洗浄に洗浄剤を使用する場合は、適正な洗浄剤を適正な濃度で使用すること。
 - (5) 温度計、圧力計、流量計等の計器類及び滅菌、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置について、その機能を定期的に点検し、及びその結果を記録するよう努めること。
 - (6) ふきん、包丁、まな板、保護防具等は、熱湯、蒸気、消毒剤等で消毒し、及び乾燥させること。この場合において、食品に直接触れる包丁、まな板、保護防具等については、汚染の都度又は作業終了後に洗浄及び消毒を十分に行うこと。
 - (7) 洗浄剤、消毒剤その他化学物質については、使用、保管等の取扱いに十分注意するとともに、必要に応じ容器に内容物の名称を表示する等食品への混入を防止する措置を図ること。
 - (8) 施設、設備等の清掃用器材は、使用の都度洗浄し、及び乾燥させ、専用の場所に保管すること。
 - (9) 手洗設備は、手指の洗浄及び乾燥が適切にできるよう維持するとともに、水を十分供給し、手洗いに適切な石けん、爪ブラシ、ペーパータオル、消毒剤等を備え、常に使用できる状態にしておくこと。
 - (10) 洗浄設備は、常に清潔に保つこと。
 - (11) 食品の放射線照射業にあっては、1日1回以上化学線量計を用いて線量を確認するとともに、その結果を記録し、及び2年間保存すること。
- 4 ねずみ及び昆虫の駆除等の対策は、次に定めるところによること。
- (1) 施設及びその周辺は、維持管理を適切に行うことにより、常に良好な状態に保ち、ねずみ及び昆虫の繁殖場所を排除するとともに、窓、ドア、吸排気口の網戸、トラップ、排水溝の蓋等の設置により、ねずみ及び昆虫の施設内への侵入を防止すること。
 - (2) ねずみ又は昆虫の発生を認めたときには、食品に影響を及ぼさないよう直ちに駆除すること。
 - (3) ねずみ又は昆虫の生息状況を定期的に確認し、これらの生息を認めたときは、駆除を行うとともに、当該駆除の記録を駆除を行った日から1年間保存すること。
 - (4) 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、食品を汚染しないようその取扱いに十分注意すること。
 - (5) ねずみ又は昆虫による汚染防止のため、原材料、製品、包装資材等は容器に入れ、及び床又は壁から離して保管するとともに、いったん開封したものについても、蓋付きの容器に入れる等の汚染防止対策を講じた上で、保管すること。
- 5 廃棄物及び排水の処理は、次に定めるところによること。
- (1) 廃棄物の容器は、他の容器と明確に区別できるようにし、及び汚液又は汚臭が漏れないように常に清潔にしておくこと。
 - (2) 廃棄物は、作業に支障のない限り、食品を取扱い、又は保管する区域（隣接する区域を含む。）に保管しないこと。
 - (3) 廃棄物の保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理すること。
 - (4) 廃棄物及び排水の処理は、適切に行うこと。
- 6 食品等の取扱いは、次に定めるところによること。
- (1) 原材料の仕入れに当たっては、適切な管理が行われたものを仕入れ、衛生上の観点から品質、鮮度、表示等について点検し、及びその点検状況を記録するよう努めるとともに、当該点検の結果、原材料に寄生虫、病原微生物、農薬、動物用医薬品、有毒物、腐敗物、変敗物又は異物を含むことが明らかな場合であって、通常の加工、調理等ではこれらが許容できる水準まで死滅し、又は除去されないと判断されるときは、当該原材料を受け入れないこと。

- (2) 原材料として使用する食品は、衛生上の観点から品質、鮮度、表示等が適切なものを選択するとともに、必要に応じて前処理を行った後、加工すること。
 - (3) 原材料として使用する食品の保存に当たっては、当該食品に適した状態及び方法で行うこと。
 - (4) 冷蔵室又は冷蔵庫では、相互汚染が生じないように、区画して保存すること。
 - (5) 添加物（法第 4 条第 2 項に規定する添加物をいう。以下同じ。）を使用する場合には、正確にひょう量し、及び適正に使用すること。
 - (6) 食品の製造、加工又は調理において、病原微生物その他の微生物及びそれらの毒素が、完全に又は安全な量まで死滅され、又は除去されるようにすること。
 - (7) 食品は、当該食品の水分活性、pH 又は微生物による汚染状況、消費期限又は賞味期限、製造加工の方法、包装形態、生食用、加熱又は加工用等の使用方法等に応じて冷蔵保存する等調理、製造、保管、運搬、販売等の各工程において時間及び温度の管理に十分配慮して衛生的に取り扱うこと。
 - (8) 特に食品衛生に影響があると考えられる次の工程の管理に、十分配慮すること。
 - ア 冷却
 - イ 加熱
 - ウ 乾燥
 - エ 添加物の使用
 - オ 真空調理又はガス置換包装
 - カ 放射線照射
 - (9) 食品間の相互汚染を防止するため、次の点に配慮すること。
 - ア 未加熱又は未加工の状態にある加熱又は加工用の原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。
 - イ 製造、加工又は調理を行う区画へは当該区画で作業を行う食品取扱者以外の者が立ち入ることのないようにすること。ただし、当該食品取扱者以外の者の立ち入りによる食品等の汚染のおそれがない場合は、この限りでない。
 - ウ イの区画へ立ち入るときは、必要に応じて、更衣室等を経由し、衛生的な作業衣及び履物への交換、手洗い等を行うこと。
 - エ 食肉等の未加熱食品を取り扱った設備、器具等は、別の食品を取り扱う前に、必要な洗浄及び消毒を行うこと。
 - (10) 原材料の保管に当たっては、使用期限等に応じて先入れ先出し等適切な順序で原材料が使用されるよう配慮すること。生鮮物の場合は、特に配慮すること。
 - (11) 器具及び容器包装（法第 4 条第 5 項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）の使用に当たっては、次の点に配慮すること。
 - ア 器具及び容器包装は、製品を汚染又は損傷から保護し、かつ、適切な表示が行えるものを使用すること。
 - イ 再使用が可能な器具又は容器包装は、洗浄及び消毒が容易なものを使用すること。
 - (12) 食品等の製造又は加工に当たっては、次の事項の実施に努めること。
 - ア 原材料及び製品への金属、ガラス、じんあい、洗浄剤、機械油等の化学物質等の混入を防止するための措置を講ずるとともに、必要に応じ検査すること。
 - イ 原材料、製品及び容器包装をロットごとに管理し、及び記録すること。
 - ウ 製品ごとにその特性、製造及び加工の手順、原材料等について記載した製品説明書を作成すること。
 - エ 分割し、又は細切された食肉等について、異物の混入がないかを確認するとともに、異物の混入が認められた場合には、汚染の可能性のある部分を廃棄すること。
 - オ 原材料として使用していない特定原材料（食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成 23 年内閣府令第 45 号）第 1 条第 2 項第 7 号に規定する特定原材料をいう。）に由来するアレルギー物質が製造工程において混入しないよう必要な措置を講ずること。
 - (13) 原材料及び製品について自主検査の実施により規格基準等への適合性を確認し、及びその結果を記録するよう努めること。
 - (14) おう吐物等により汚染された可能性のある食品は、廃棄すること。
 - (15) 施設においておう吐した場合には、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること。
- 7 使用水等の管理は、次に定めるところによること。
- (1) 食品取扱施設で使用する水は、飲用に適する水であること。ただし、次に掲げる場合で使用される水が食品に直接触れる水に混入しないときは、この限りでない。
 - ア 暖房用蒸気、防火用水等食品製造に直接関係ない目的で使用する場合
 - イ 冷却又は食品の安全に影響を及ぼさない工程において清浄海水等を使用する場合
 - (2) 水道水（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 2 項に規定する水道事業及び同条第 6 項に規定する専用水道により供給される水をいう。以下同じ。）以外の水を使用する場合には、年 1 回以上（食品の冷凍若しくは冷蔵業、マーガリン若しくはショートニング製造業（専らショートニング製造を行うものを除く。）又は食用油脂製造業にあっては、4 月に 1 回以上）水質検査（地方公共団体の機関又は同法第 20 条第 3 項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者が行うものに限る。以下この項において同じ。）を行うこと。ただし、災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合には、その都度水質検査を行うこと。
 - (3) (2) の水質検査に係る成績書を 1 年（取り扱う食品等の賞味期限を考慮した流通期間が 1 年以上の場合は、当該期間）以上保存すること。

- (4) (2)の水質検査の結果、飲用に適さないことが判明したときは、直ちに使用を中止し、及び保健所長の指示を受け、適切な措置を講ずること。
 - (5) 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、及び清潔に保つこと。
 - (6) 水道水以外の井戸水、自家用水道等を使用する場合は、殺菌装置又は浄水装置が正常に作動しているかを定期的に確認し、及びその結果を記録すること。
 - (7) 水は、適切に管理された給水設備によって供給された飲用に適する水から作るとともに、衛生的な取扱い及び貯蔵をすること。
 - (8) 使用した水を再利用する場合は、食品の安全性に影響しないよう必要な処理を行うとともに、当該処理工程を適切に管理すること。
- 8 食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）については、次に定めるところによること。
- (1) 知事が別に定める施設の営業者（以下この項において「営業者」という。）は、施設又はその部門ごとに、食品取扱者及び関係者のうちから食品衛生責任者を定めておくこと。
 - (2) 食品衛生責任者は、保健所長が指示する講習会を定期的に受講し、常に食品衛生に関する新しい知見の習得に努めること。
 - (3) 食品衛生責任者は、営業者の指示に従い、衛生管理に当たること。
 - (4) 食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生防止のため、施設の衛生管理の方法及び食品衛生に関する事項について必要な注意を払うとともに、営業者に対し意見を述べるよう努めること。
 - (5) 営業者は、(4)の規定による食品衛生責任者の意見を尊重すること。
- 9 記録の作成及び保存は、次に定めるところによること。
- (1) 食品衛生上の危害の発生防止に必要な限度において、取り扱う食品に係る仕入元、製造、加工等の状態、出荷先、販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、及び保存するよう努めること。
 - (2) (1)の記録の保存期間は、取り扱う食品等の流通実態（消費期限又は賞味期限をいう。）等に応じて合理的な期間を設定すること。
 - (3) 食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、国、知事又は保健所長から要請があった場合には、当該記録を提出すること。
 - (4) 知事が別に定める施設の営業者（(5)において「営業者」という。）は、製造し、又は加工した製品について定期的に衛生検査を行い、及びその記録を当該検査の日から1年間保存すること。
 - (5) 営業者以外のものが設置又は管理する施設においても、自主検査を行った場合には、その記録を保存するよう努めること。
- 10 回収及び廃棄の処理は、次に定めるところによること。
- (1) 販売食品等（法第3条第1項に規定する販売食品等をいう。以下同じ。）に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止する観点から、問題となった製品を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収の方法、当該施設の所在する地域を管轄する保健所等への報告等の手順を定めること。
 - (2) 販売食品等に起因する食品衛生上の危害が発生した場合において、回収された製品に関し、廃棄その他の必要な措置を迅速かつ的確に行うこと。
 - (3) 食品衛生上の問題又は危害により回収された製品は、通常製品と明確に区別して保管するとともに、保健所等の指示に従って適切に廃棄等の措置を講ずること。
 - (4) 回収等を行う際は、必要に応じ、消費者への注意喚起等のため、当該回収等に関する公表について考慮すること。
- 11 管理運営要領の作成等は、次に定めるところによること。
- (1) 施設及び食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成するとともに、当該管理運営要領に基づく衛生管理の方法を食品取扱者及び関係者に周知徹底すること。
 - (2) 必要に応じふき取り検査等を実施し、施設の衛生状態を確認することにより、(1)の管理運営要領の効果を検証し、必要に応じその内容を見直すこと。
- 12 旅館、弁当屋、仕出し屋等大量に調理する施設の食品等取扱者は、保健所長の指示する方法等により検食を保存するとともに、製品の配送先、配送時刻及び配送量を記録し、及び保存すること。
- 13 情報の提供は、次に定めるところによること。
- (1) 消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報提供に努めること。
 - (2) 製造し、加工し、又は輸入した食品等に関する消費者からの健康被害（医師の診断を受け、その症状が製造し、加工し、又は輸入した食品等に起因し、又は起因する疑いがあると診断されたものをいう。）及び法に違反する食品等に関する情報について、保健所等へ速やかに報告すること。
 - (3) 消費者等から、製造し、加工し、又は輸入した食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情であって、健康被害につながるおそれが否定できないものを受けた場合には、保健所等へ速やかに報告すること。
- 14 食品取扱者等の衛生管理は、次に定めるところによること。
- (1) 食品取扱者の健康診断は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意して行うこと。
 - (2) 保健所から検便を受けるべき旨の指示があったときには、食品取扱者に検便を受けさせること。
 - (3) 次の症状を呈している食品取扱者については、その旨を食品等事業者（法第3条第1項に規定する食品等事業者をいう。以下同じ。）、食品衛生管理者（法第48条第1項に規定する食品衛生管理者をいう。以下同じ。）、食品衛生責任者等に報告させ、食品の

取扱作業に従事させないようにするとともに、医師の診断を受けさせること。

ア 黄疸

イ 下痢

ウ 腹痛

エ 発熱

オ 発熱を伴う喉の痛み

カ やけど、切り傷等の皮膚の外傷のうち感染が疑われるもの

キ 耳、目又は鼻からの分泌（病的なものに限る。）

ク 吐き気又はおう吐

(4) (3)のカに該当しない皮膚の外傷を有する者を従事させる際には、当該部位を耐水性を有する被覆材で覆うこと。

(5) 食品取扱者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114号）第18条第 1 項に規定する感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明した場合には、同条第 2 項の規定に基づき、食品に直接接触する作業に従事させないこと。

(6) 食品取扱者は、作業中には衛生的な作業衣を着用し、必要に応じ、マスク、帽子等を着用し、作業場内では専用の履物を使用するとともに、汚染区域及び便所にはそのまま入らないこと。

(7) 食品取扱者は、指輪等の装飾品、腕時計、ヘアピン、安全ピン等を食品取扱施設内に持ち込まないこと。

(8) 食品取扱者は、原料等が直接接触する部分が洗浄及び消毒することが困難な手袋を原則として使用しないこと。

(9) 食品取扱者は、常に爪を短く切り、マニキュア等は付けないこと。

(10) 食品取扱者は、作業前、用便の直後及び生鮮の原材料、汚染された材料等を取り扱った後は、必ず十分に手指の洗浄及び消毒を行うとともに、使い捨て手袋を使用する場合には交換を行うこと。

(11) 食品取扱者は、生鮮の原材料、汚染された材料等を取り扱った後は、非加熱で摂取する食品を取り扱うことは避けること。

(12) 食品取扱者は、食品の取扱作業中に次のような行動は慎むとともに、所定の場所以外では着替え、喫煙、飲食等を行わないこと。

ア 手又は食品を取り扱う器具で髪、鼻、口又は耳に触れること。

イ たん又はつばを吐くこと。

ウ 喫煙

エ 食品取扱区域内での飲食

オ 防護されていない食品上でくしゃみ又はせきをすること。

(13) 食品取扱者以外の者が施設に立ち入る場合は、適切な場所で清潔な専用衣に着替えさせ、この項で示した食品取扱者等の衛生管理の規定に従わせること。

15 食品取扱者等に対する教育訓練は、次に定めるところによること。

(1) 食品等事業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者は、製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるよう、食品取扱者及び関係者に対し、食品等の衛生的な取扱方法、食品等の汚染防止の方法、適正な手洗いの方法、健康管理等食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施すること。

(2) (1)の衛生教育には、1の項の(2)及び(3)、6の項の(7)及び(15)、10の項の(1)並びに11の項に関する事項を含むものとする。

(3) 食品等事業者は、保健所長が行う食品衛生に関する講習会等に食品取扱者を出席させるよう努めること。

(4) 洗浄剤等の化学物質を取り扱う者に対しては、その安全な取扱いについての教育訓練を別に実施すること。

(5) 教育訓練の効果について定期的に評価し、必要に応じその内容を修正すること。

16 食品の運搬に関する衛生管理は、次に定めるところによること。

(1) 食品の運搬に用いる車両、コンテナ等は、食品又は容器包装を汚染するようなものでないこと。

(2) 食品の運搬に用いる車両、コンテナ等は、容易に洗浄又は消毒ができる構造のものを使用し、常に清潔にし、補修を行うこと等により適切な状態を維持すること。

(3) 食品と食品以外の貨物を混載する場合には、食品以外の貨物からの汚染を防止するため、必要に応じ、食品を適切な容器に入れる等により食品以外の貨物と区分けすること。

(4) 運搬中の食品がじんあい、有毒ガス等に汚染されないよう管理すること。

(5) 品目が異なる食品若しくは食品以外の貨物の運搬に使用した車両又はコンテナを使用する場合は、効果的な方法により洗浄するとともに、必要に応じ消毒を行うこと。

(6) バルク輸送の場合にあっては、必要に応じ、食品専用の車両又はコンテナを使用すること。この場合において、当該車両又はコンテナに食品専用であることを明示すること。

(7) 運搬中の温度、湿度その他の状態の管理に注意すること。

(8) 配送時間が長時間に及ばないよう配送経路等に留意し、配送時間の管理に注意すること。

(9) 弁当等を運搬する場合にあっては、摂食予定時間を考慮した配送を行う等適切な出荷時間に注意すること。

17 食品の販売に関する衛生管理は、次に定めるところによること。

- (1) 販売量を見込んだ仕入れを行う等適正な販売を行うこと。
- (2) 直接日光にさらしたり、長時間不適切な温度で販売したりすることのないよう衛生管理に注意すること。

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 1 の 2（第 2 条関係）

危害分析・重要管理点方式を用いる場合の基準

- 1 食品取扱施設等の管理等に關する一般事項は、別表第 1 の 1 の項に定める基準とすること。
- 2 施設の管理は、別表第 1 の 2 の項に定める基準とすること。
- 3 食品取扱設備等の管理は、次に定めるところによること。
 - (1) 別表第 1 の 3 の項の(1)から(4)まで及び(6)から(11)までに定める基準とすること。
 - (2) 温度計、圧力計、流量計等の計器類及び滅菌、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置について、その機能を定期的に点検し、及びその結果を記録すること。
- 4 ねずみ及び昆虫の駆除等の対策は、次に定めるところによること。
 - (1) 別表第 1 の 4 の項の(1)、(2)、(4)及び(5)に定める基準とすること。
 - (2) 年 2 回以上、ねずみ及び昆虫の駆除作業を実施し、及びその実施記録を 1 年間保管すること。ただし、建築物において考えられる有効かつ適切な技術の組合せ、ねずみ及び昆虫の生息調査結果を踏まえた対策等を講ずる等により確実にねずみ及び昆虫のその施設への進入が防止できる方法であれば、その施設の状況に応じた方法及び頻度で実施することができる。
- 5 廃棄物及び排水の処理は、次に定めるところによること。
 - (1) 別表第 1 の 5 の項に定める基準とすること。
 - (2) 廃棄物の保管及びその廃棄の方法について、手順書を作成すること。
- 6 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する場合は、食品衛生管理者、食品衛生責任者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成すること。
- 7 製品説明書及び製造工程一覧図の作成は、次に定めるところによること。
 - (1) 製品について、原材料等の組成、水分活性等の物理的性質、pH等の化学的性質、加熱処理等の殺菌処理、凍結、加塩、燻煙等の静菌処理、包装、保存性、保管条件、流通方法等の安全性に関する必要な事項を記載した製品説明書を作成すること。この場合において、製品説明書には想定する使用方法、消費者層等を記述すること。
 - (2) 製品の全ての製造工程が記載された製造工程一覧図を作成すること。
 - (3) 製造工程一覧図について、実際の製造工程及び施設設備の配置に照らし合わせて適切か否かの確認を行い、適切でない場合には、製造工程一覧図の修正を行うこと。
- 8 食品等の取扱いについては、次に掲げる方法により食品の製造工程における全ての潜在的な危害の原因となる物質を列挙し、危害分析を実施して特定された危害の原因となる物質を管理すること。
 - (1) 製造工程ごとに発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質のリスト（以下「危害要因リスト」という。）を作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性、7 の項の(1)の製品の特性等を考慮し、各製造工程における食品衛生上の危害の原因となる物質を特定すること。
 - (2) (1)で特定された食品衛生上の危害の原因となる物質について、危害が発生するおそれのある工程ごとに、当該食品衛生上の危害の原因となる物質及び当該危害の発生を防止するための措置（以下「管理措置」という。）を検討し、危害要因リストに記載すること。
 - (3) 危害要因リストにおいて特定された危害の原因となる物質による危害の発生を防止するため、製造工程のうち、当該工程に係る管理措置の実施状況の連続的又は相当の頻度の確認（以下「モニタリング」という。）を必要とするもの（以下「重要管理点」という。）を定めるとともに、重要管理点を定めない場合には、その理由を記載した文書を作成すること。この場合において、同一の危害の原因となる物質を管理するための重要管理点は、複数存在する可能性があることに配慮すること。
 - (4) 重要管理点の設定に当たっては、定めようとする重要管理点における管理措置が、危害の原因となる物質を十分に管理できない場合は、当該重要管理点又はその前後の工程において適切な管理措置が設定できるよう、製品又は製造工程を見直すこと。
 - (5) 個々の重要管理点について、危害の原因となる物質を許容できる範囲まで低減し、又は排除するための基準（以下「管理基準」という。）を設定すること。
 - (6) 管理基準は、危害の原因となる物質に係る許容の可否を判断する基準であり、温度、時間、水分含量、pH、水分活性、有効塩素等測定できる指標又は外観、食感等官能的指標であること。
 - (7) 管理基準の遵守状況の確認及び管理基準が遵守されていない製造工程を経た製品の出荷の防止をするためのモニタリングの方法を設定し、かつ、十分な頻度で実施するとともに、モニタリングの方法に関する全ての記録は、モニタリングを実施した担当者及び責任者による署名を行うこと。
 - (8) モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置（管理基準の不遵守により影響を受けた製品の適切な処理を含む。以下「改善措置」という。）を、重要管理点において設定し、適切に実施すること。
 - (9) 製品の危害分析・重要管理点方式について、食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するため、十分な頻度で検証を行うこと。
- 9 使用水等の管理は、別表第 1 の 7 の項に定める基準とすること。

- 10 食品衛生責任者については、次に定めるところによること。
 (1) 法第 4 条第 8 項の営業者（法第48条の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。以下この項において「営業者」という。）は、施設又はその部門ごとに、当該食品取扱者及び関係者のうちから食品衛生責任者を定めておくこと。
 (2) 食品衛生責任者は、営業者の指示に従い、衛生管理に当たること。
 (3) 食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生防止のため、施設の衛生管理の方法及び食品衛生に関する事項について必要な注意を払うとともに、営業者に対し意見を述べるよう努めること。
 (4) 営業者は、(3)の規定による食品衛生責任者の意見を尊重すること。
 (5) 別表第 1 の 8 の項の(2)に定めるところによること。
- 11 記録の作成及び保存は、次に定めるところによること。
 (1) 8 の項の(1)及び(2)に規定する危害分析、同項の(3)及び(4)の重要管理点の設定並びに同項の(5)及び(6)の管理基準の設定について記録を作成し、及び保存すること。
 (2) 8 の項の(7)のモニタリング、同項の(8)の改善措置及び同項の(9)の検証について記録を作成し、及び保存すること。
 (3) 別表第 1 の 9 の項の(1)から(3)までに定める基準とすること。
- 12 回収及び廃棄の処理は、別表第 1 の10の項に定める基準とすること。
- 13 管理運営要領の作成等は、次に定めるところによること。
 (1) 別表第 1 の11の項の(1)に定める基準とすること。
 (2) 定期的なふき取り検査等を実施し、施設の衛生状態を確認することにより、(1)で作成した管理運営要領の効果を検証し、必要に応じその内容を見直すこと。
- 14 検食については、別表第 1 の12の項に定める基準とすること。
- 15 情報の提供は、別表第 1 の13の項に定める基準とすること。
- 16 食品取扱者等の衛生管理は、次に定めるところによること。
 (1) 別表第 1 の14の項の(1)から(5)まで及び(7)から(13)までに定める基準とすること。
 (2) 食品取扱者は、衛生的な作業衣、帽子及びマスクを着用し、作業場内では専用の履物を使用するとともに、汚染区域及び便所にはそのまま入らないこと。
- 17 食品取扱者等に対する教育訓練は、次に定めるところによること。
 (1) 別表第 1 の15の項の(1)、(3)、(4)及び(5)に定める基準とすること。
 (2) (1)に掲げる別表第 1 の15の項の(1)の衛生教育には、同表の 1 の項の(2)及び(3)並びに10の項の(1)並びに 5 の項の(2)、8 の項及び13の項に関する事項を含むものとする。
- 18 食品の運搬に関する衛生管理は、別表第 1 の16の項に定める基準とすること。
- 19 食品の販売に関する衛生管理は、別表第 1 の17の項に定める基準とすること。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第12号

感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例

感染症の診査に関する協議会条例（平成11年宮崎県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(設置方法等) 第 1 条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114号。以下「法」という。） <u>第24条第 1 項に規定する感染症の診査に関する協議会（以下「協議会」という。）は、同条第 2 項の規定に基づき、別表の左欄に掲げる保健所ごとに置くものとし、その名称は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりとする。</u> (組織) 第 2 条 協議会は、それぞれ委員 <u>11人</u> 以内で組織する。 (部会) 第 6 条 協議会は、結核に関する事務をつかさどるため、結核の診査に関する部会（以下「部会」という。）を置く <u>ものとし、その名称は、別表の中欄に掲げる協議会の区分に応じ、それぞれ同表</u>	(設置方法等) 第 1 条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114号。以下「法」という。） <u>第24条第 2 項の規定に基づき、各保健所を通じて一の感染症の診査に関する協議会として、宮崎県感染症診査協議会（以下「協議会」という。）を置く。</u> (組織) 第 2 条 協議会は、委員 <u>20人</u> 以内で組織する。 (部会) 第 6 条 協議会は、 <u>その定めるところにより、結核の診査に関する部会（以下「部会」という。）を置くことができる。</u>

の右欄に掲げるとおりとする。

2～6 [略]

2～6 [略]

別表を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

